茨城いのちの電話

つくば
029-855-1000
相談電話

水戸
029-350-1000
相談電話

第 95 号　2017 年 12 月

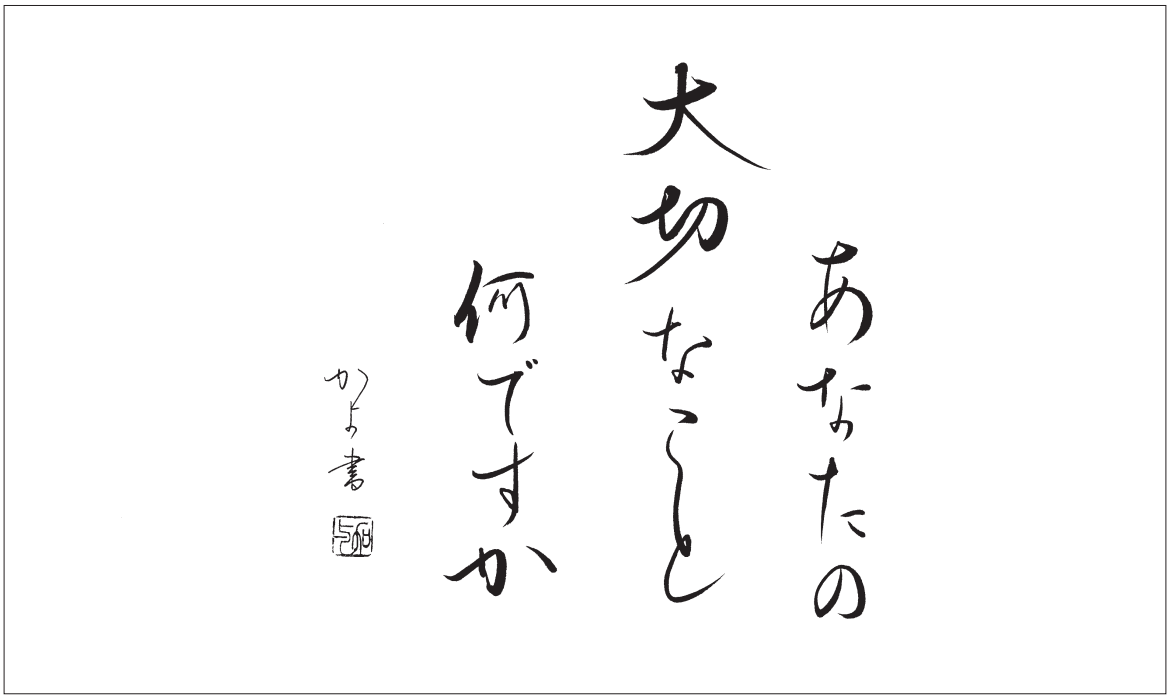

大切なことを大切にできるのは幸いだ
自身の大切なことを
自覚している人も　していない人も
それを大切にしながら過ごせるのは幸いだ

大切なことを大切にできないのはつらい
しようにも　できないことがある
できない自分に　絶望を感じることもある

でも　自身の大切なことを話す言葉には
希望が　未来が　勇気が　ひそんでいる
そんな思いに出会えることがある
だから時々　電話の向こうに訊いてみる
「あなたの大切なことは？」と

特集：児童虐待～現状と対応～　……　2～4
いのちの電話シンポジウムと
相談員研修課報告　……　5
ご支援ありがとうございます……　6～7
表紙について……　7
コラム／受信状況……　8

児 童 虐 待 ～現状と対応～

窪　田　和　子（元千葉市健康支援課長・保健師）

１．はじめに

会報への執筆依頼を受け、頭に浮かんだのは子どもを虐待してしまう母親のグループ支援を保健所で担当していた時のことである。ある母親が、子どもに手をあげそうになった時、「いのちの電話」に電話をしていると話された。聴いてもらって、いっぱいいっぱいだった気持ちがちょっと楽になれる。つながらない時もあるけれど、電話をかける行為がクールダウンになっていたという。子どもを虐待してしまうという、人には言えない苦しさを持つ母親が否定されることなく受け入れてもらえる「いのちの電話」だったのだと思う。支援していただいた感謝を最初にお伝えしたい。

２．児童虐待の定義

子どもの虐待は子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える人権侵害で、親等の意図とはかかわりなく、子どもの視点、子どもの権利が侵害されていないかどうかで判断される。児童虐待防止法第２条において「児童虐待」とは、『保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう）がその監護する児童（18歳未満）に身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行う行為をいう』と定義されている。

〈身体的虐待〉殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、意図的に子どもを病気にさせる　等

〈性的虐待〉子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする　等

〈ネグレクト〉家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない　等

〈心理的虐待〉言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもを傷つけるようなことを繰り返し言う、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（面前ＤＶ）等

３．子どもにとっての虐待とその影響

(1) 強い者による弱者に対する力の濫用

①おとな→子ども：知恵、言葉、お金、生活技術、体力もおとなの方が多くもっている。

②親→子ども：子どもは生存と生活を親に依存している。たとえ親が加害者であっても「親機能」を必要とする。

(2)“育つ権利”の侵害

子どもとは「育ちつつある人、育つ途中にいる人」で児童虐待は子どもの最も基本的な権利である「おとなの保護・養育を受けながら育っていく権利」の侵害である。育つ権利は子ども特有のものであり大人になってからでは決して埋め合わせられない。

(3) 人格発達に与える影響

子どもは人生の初期の親から愛され大切にされる経験、親によって適度に欲求が満たされる経験を通じて、自分に対する基本的な肯定感情＝自尊感情を育てていく。人格発達の出発点で育て損なう自尊感情＝「否定的な自己像」こそ虐待されて育つことの最も深刻な問題といえる。

４．児童虐待の動向

相談対応件数は年々増加しており平成 28 年度は法施行前の平成 11 年度に比べ 10.5 倍と過去最多となっている。行為類型では心理的虐待（51.5%）が最も多く、次いで身体的虐待（26.0%）、ネグレクト（21.1%）、性的虐待（1.3%）となっている。虐待を受けた子どもの年齢は小学生が最も多く、次いで３歳から就学前、３歳未満となっている。相談経路は、警察等（45％）、近隣知人（14％）、家族（％）、学校等（13%）からの通告が多い。警察からの通告の増加は面前 DV の増加が増えていることで、心理的虐待増加の要因となっている。主な加害者は実母が半数以上を占め、次いで実父、実父以外の父、祖父母等となっている。母親が多いのは、子育ての重責を母親が一身に背負っているということであろうか。

児童虐待における支援の最大の目的は子どもの命を守ることである。残念ながら毎年多くの子ども（週に１人以上）が虐待によって死亡している。心中以外の死亡事例では、子どもの年齢は０歳児（57.7%）と最も多く、その内、月齢０ヶ月児（43.3%）が高

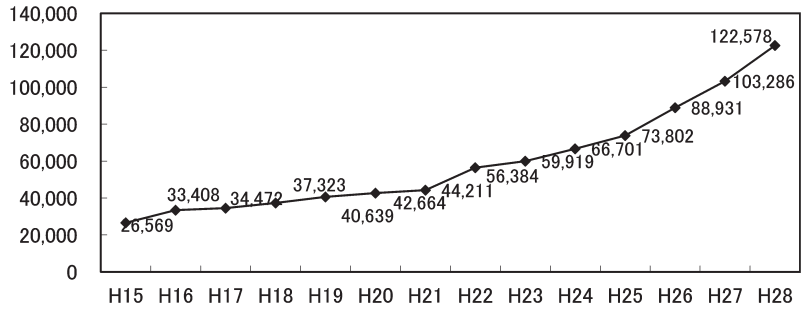

図１　児童虐待相談対応件数の推移
（H28 年度は速報値）
（厚生労働省会議資料より）

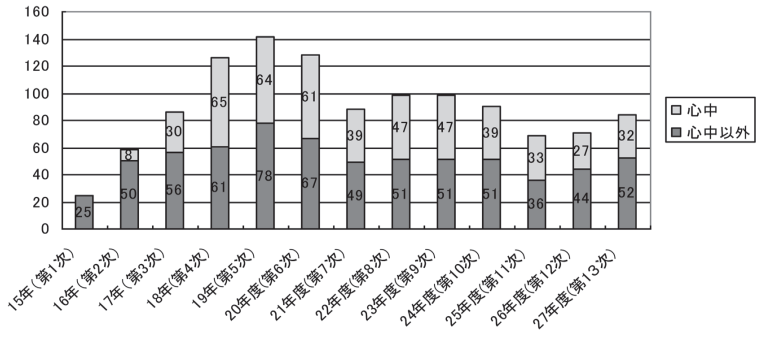

図２　虐待による死亡事例の推移
（子ども虐待による死亡事例等の
検証結果報告より作成）

い割合を占めている。主な加害者は実母が最も多く、次いで実父だった。実母の抱える問題では予期しない妊娠／計画しない妊娠が最も多く、次いで妊婦健診未受診、10 代妊娠であった。死亡事例を減らすためには、妊娠期、乳幼児期への予防活動や育児負担を軽減する支援が重要である。特に予期しない妊娠に関して気軽に相談できることが望まれ、全国妊娠 SOS ネットワーク（http://zenninnet-sos.org/）が身近な相談機関を紹介している。

心中については、死亡した子どもの年齢は０歳が最多であるが、０歳から 17 歳までの各年齢に分散している。加害者は母親が最も多い（90.6%）、加害動機として母親の精神疾患・精神不安が最も多く、次いで育児不安・育児負担感、夫婦不和となっている。子育て支援の充実とともに、精神保健対策、自殺予防対策での取り組みが重要である。

母親の精神疾患のうち、心中、自殺、子どもの虐待死につながる危険性が高いのは産後うつ病ではないかと思う。産後うつ病を疑い精神科受診を勧めたが父親の理解が得られず、説得している最中に母親が自殺してしまった事例、治療を始め実家に戻って支援を受けていた母親が子どもを殺めてしまった事例では、母乳にこだわって服薬中断していたことが事件後わかったなど早期発見と早期治療、そして丁寧な支援を継続することの重要性を痛感している。

現在、多くの市町村で新生児訪問の際、産後うつの質問票を用いて早期発見に努めており、悲劇を防ぐための取り組みがされている。

５．虐待の起こる背景要因

①親の要因

親自身の被虐待体験。自分の親から愛されなかった思いがある。生育歴に様々な問題がある。親子の早期分離歴、体罰の容認、精神疾患、抑うつ状態、アルコール、薬物、ギャンブルなどの依存症（嗜癖）の問題がある。

②周囲に援助者がいない（孤立家庭）

親族からの孤立（親、兄弟と絶縁状態等）、近隣からの孤立（トラブルメーカー、転居等）、支援を求めない

③生活上のストレスを抱えている

夫婦関係の問題（夫婦不和、別居、繰り返す結婚、DV、ひとり親など）、仕事・経済的な問題（低収入、失業、転職を繰り返す、浪費、借金など）、狭い住居

④子どもが親にとって満足する子どもではない

望まない妊娠、出産、未熟児、障害児、多胎児、疾病、情緒行動問題（育てにくい子）、授乳や栄養に問題（のみが悪い、食べないなど）等

４つの要因が重なり合って虐待や養育困難につながると言われ、援助はそのどこからでもでき、援助によって要因を減らすことが予防につながる。

６．予防活動

予防には発生予防、重症化予防、再発予防のレベルがあり、母子保健や児童福祉の子育て支援部門で、それぞれのレベルを包括した事業を実施している。母子保健では母子健康手帳の交付、妊婦検診、新生児訪問、産後ケア事業、乳幼児健診などが行われている。また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置が進められている。子育て

支援施策では乳児家庭全戸訪問（生後４か月までの乳児のいる家庭を訪問し子育て情報の提供や養育環境等を把握する）ファミリーサポート事業（乳幼児や学童の預かり等の援助を受けたい保護者と援助を行える者との相互活動を調整、連絡する）一時預かり事業（一時的に養育が困難となった時、保育所認定こども園等に預かる）、地域子育て支援事業（乳幼児と保護者に相互交流の場を提供し子育て相談や情報提供等を行う）等が行われている。また支援が必要な家庭には養育支援訪問事業や子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）がある。

この他にも、市町村が地域の実情に合わせて様々な事業を実施している。

７．児童虐待の中核となる機関

・市町村の役割

児童家庭相談に応じ、状況確認。要保護児童対策地域協議会を設置・運営し、在宅支援や子育て支援事業等、児童や養育者の身近な場所における支援を行う。主に児童福祉担当が窓口となっている。

・児童相談所の役割

立ち入り調査や一時保護、施設入所等の措置等の行政権限を活用しつつ子どもや養育者に対する専門的な支援を行う。児童相談所全国共通ダイヤル 189

＊どちらの機関も第３者からの虐待の通報、相談だけでなく、虐待をしてしまう、あるいは、虐待を受けている当事者からの相談にも対応しており、関係機関と連携しながら支援を行っている。

８．連携支援の体制

子ども虐待の背景は多様な発生要因があり複雑であること、虐待への介入は一様ではなく判断も難しいこと、援助者がバーンアウトしないためにも多機関、多職種の連携が必要となる。平成 16 年児童福祉法の改正により要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置が市町村に義務づけられ連携の推進が図られた。

(1) 支援の対象者

①要保護児童：保護者のない児童（孤児、遺棄児、保護者が長期拘留中など）保護者に監護させることが不適当である児童（被虐待児、非行児童など）

②要支援児：保護者の養育を支援することが特に必要な児童

③特定妊婦：出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要な妊婦

上記の①～③を総称して「要保護児童等」という。

(2) 構成員

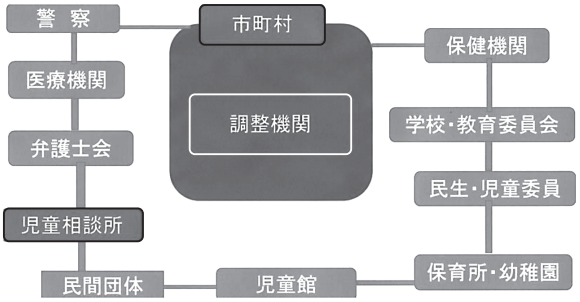

図３　要保護児童対策地域協議会・構成機関の例

(3) 地域協議会は以下の三層構造からなる。

代表者会議　政策協議等（年１から２回）

実務者会議　要保護児童等の実態把握、事例の進捗状況のモニタリング等を行う（年数回）

個別ケース会議　個々のケースの情報共有、対応を協議、検討する（随時）

事例への援助において重要なのは個別ケース会議である。個別ケース会議は(日)事例に関わっている機関、職種、①これから関わる機関、職種　②スーパーバイザー（必要時）で構成される。参加者の守秘義務が法で位置づけられ、民間団体の参加や情報共有がしやすくなっている。多機関からの情報により虐待の起こっている家族の全体像を捉え、支援の方向性やそれぞれの機関の役割を検討して子どもと家族を支援し虐待の軽減や解消を図ることをめざしている。個別ケース会議で良いチームワークができると効果的な支援につながっていく。チームが機能するには、チーム構成員の信頼関係が重要で、それはこまめな情報交換、フットワークの良さによって培われ、組織間の隙間を埋める“はみ出した援助”を引き出せるかどうかがポイントである。

９．おわりに

子ども虐待してしまう母親のグループで出会った母たちの多くは子ども時代に親から虐待を受けたり、愛されなかった思いを抱いた傷ついた子どもであった。グループを通して、少しづつ変わる姿を見せてもらえた。同じような辛さを抱える仲間の存在と安心してこころの闇を語れることが母親たちを癒し、エンパワメントするのだと思う。

虐待の連鎖を防ぐためのささやかな取り組みを続けている。

いのちの電話シンポジウムと相談員研修課報告

2017年9月22日から24日にかけてつくば市竹園で第42回日本自殺予防学会総会が開催されました。その一環として、22日夕方には「電話相談員が知っておきたい自殺予防の基礎知識」と題し、筑波大学の高橋祥友教授によるいのちの電話相談員研修会が、また24日午後には日本いのちの電話連盟主催、茨城いのちの電話共催によるシンポジウム「絆でつむぐ自殺予防」が開かれました。前者には全国各地からのいのちの電話相談員を含む105名が、後者には連盟関係者や100名ほどの一般参加者を含む約300名が参加しました。参加した相談員による報告と感想です。

「電話相談員が知っておきたい自殺予防の基礎知識」報告

つくばで日本自殺予防学会総会が開かれるにあたり、電話相談員を対象にしたプログラムとして、高橋祥友先生より講義を戴きました。

なかでも自殺のリスク評価で注意すべきことや、電話相談で「自殺する」と言われた時の対応などは、相談員としての活動に大変役に立つ内容でした。特に“TALK”の原則、すなわち、心配していることを伝える（tell）、自殺について率直に尋ねる（ask）、絶望的な気持ちを傾聴する（listen）、安全を確保する（keep safe）ことや、生きる望みを失っている人に対して相手の言葉をそのまま返し、「生きていていいんだよ」と肯定すること、どうしてそう思うのか探ってみることなどが大切だと再確認しました。

相手の話に共感できない、電話の後に不快、抑うつ感を覚える、特定の人に愛着あるいは嫌悪を覚えるなどの場合には、相談員は自分自身の心の状態を捉えておく必要があるとの話も大変参考になりました。

講義を聴き自らを振り返ると、電話で「自殺」を伝えられた時には緊張を覚えて身構えるなど、自分の気持が動揺して感情的に対応してしまうことは確かに覚えがあります。今後は講義を心に留め、相談にあたりたいと思っています。そして自分が感じたモヤモヤ・疑問・感想などを相談員仲間に伝え、聴いてもらい、話し合う事が相談活動にはとても大切な事だと思いました。

いのちの電話シンポジウム「絆でつむぐ自殺予防」に参加して

主催者である日本いのちの電話連盟の堀井茂男理事長と共催者茨城いのちの電話の幡谷浩史理事長の挨拶に続いて、筑波大学医学医療系教授の高橋祥友先生による基調講演「心の絆療法の現代的意義」が始まりました。

講演では、自殺を考えるほど追い込まれている人の多くが孤立しており、絆の回復が自殺予防のキーポイントになると強調されました。また稲村博先生の「心の絆療法」はその後の他の技法の基本となっていることや、治療には①絆の回復、②チームでの対応、③長期のケアが原則であることをわかりやすくお話しいただきました。シンポジウムでは、茨城県精神保健福祉センターの佐川廣子氏、茨城県立こころの医療センターの山田典子臨床心理士、茨城大学の守屋英子教授、仙台いのちの電話の佐藤和子氏の4氏がそれぞれの立場から支援の実態や問題点などを報告し、それに対する高橋先生からの質疑では今後の改善点などが話し合われました。また、仙台いのちの電話による震災直後の「ホットカフェ」の取り組みでは、被災者の支援だけでなく、支援者の支援もしっかり整えられていたということで、まさに理論の実践だといえるでしょう。

シンポジウムを聴講して、いのちの電話の使命と役割を改めて思い知らされ、心の引き締まる時間になりました。

表紙について

茨城いのちの電話では、相談員のスキル向上や相互サポートを目的として、さまざまな研修を行っています。広報委員会では、そのひとつである全相談員を対象とした全体研修会の参加者に、「私たちの活動を社会に伝えるとしたら、あなたはどのような言葉で表現しますか」と問いかけました。

集まった 200 件近い言葉は、コマーシャルのキャッチコピーのようなインパクトはないけれど、どれもシンプルでわかりやすいものばかりで、この活動にかかわる相談員の想いが伝わってくるものでした。

そのなかのいくつかを書で表現し、その言葉の奥にある想いを短い文にしてご紹介していきたいと思います。私たちが電話の前に座るとき、どのような気持ちで電話を待っているのかが伝われば何よりもうれしく思います。

コラム

きれいは、きたない。きたないは、きれい。

マクベスの言葉。元は、Fair is foul, and foul is fair. 思うんやが、人間は２種類に大別されて「きれいは、きれい。きたないは、きたない。」だけの世界に生きる人とタイトルを含めた両方の世界に生きる人とがいるんやろう。貴方様は、どちらでっしゃろ？相談やカウンセリングでは、両方が現れてくるんやな。人は、いろんな層で生きてる。ほやからA層できれいが、B層では、きたないになる。「きれいごと」は、きたないですやろ。例えば「正直な人は、嘘つき」なら、表向きの表現層で正直にしてる。圧力層では、嘘つきたいんに圧力かけて抑え込んでる。圧力のたががはずれちまえば、いくらでも嘘つく可能性てなもん。逆に嘘つきの人は、まさに嘘をつくということにかけて正直ということ。同類の言葉は、ほいほいあるど。色即是空　空即是色　悪人こそ救われるんじゃっていう悪人正機説　坂口安吾の堕落論　相談員になるちゅうんは、どれだけ成長できたかではのうて、どれだけ堕落できたかってこと、高みから救い上げるんじゃないしな。落ちて堕ちきって堕ちてる人と共にいること。良寛の「災難に遭う時節には、災難に遭うがよく候」災難から逃げていると、いつまでも災難に追いかけられる。自分が災難になってしまえば、なんでもないこと。

「オレは、中身のない人間だから死んだ方がいい」中身ってなんでせう？それで、いばりくさるためのもん？中身がなくて空っぽなら、ある時は、そこにいろんなものを入れられましょう。愛と憎しみ、仏の心にちょっぴり悪魔という薬味を添えたもの（そりゃ仏さまばっかしやったら、おだやかすぎて退屈でしまろ）。別ん時は、全部出しちまいましょう。あー身軽って気持ちエエ。ブレるって変幻自在。「要らない・無用な・苦しいだけの・負けた…」とその反対語のもつ驕り、高ぶり　オリンピックで金メダルをとるのは、どのように素敵で、どのようにダメなのか、両方を感じられる感覚を持つのが両方の世界に生きること。

たぶん魅力的な相談の中で起きることは、きれいがきたないになり、きたないがきれいに、死ぬが生きるになる。それが理屈や論理や説得ではなく、腑に落ちるように相談者が発見・反転していく、いとなみだろう。理屈で反転しようとするとパワーがないのだ。人生には、何が何だかわからないけど、ひっくり返ることが起きうる。わからないことは、パワーがある。わかることってのは、意識の範囲内でしか起きない。この世界は、それよりもはるかにでかいんだ。そこに身をゆだねていい場ってのが相談の中に広がってる。その場を提供し、ここでは、ゆだねていいんだぜと言外に言う。それが相談員の仕事、アドバイス（説得）するなってのは、そういうこと。あー、わけのわからん話を書いてしもうた。

人間と機械の心地よい関係がわかるかもしんないと勘違いしておるバカ者　**ケイティ**

電話相談員募集

あなたも相談員になりませんか。
電話相談員養成講座の研修参加に関する問合せは、常時受けつけております。事務局へお問い合わせください。

（事務局）つくば　TEL　029 － 852 － 8505（平日９時～17時）
FAX　029 － 852 － 8355
水　戸　TEL　029 － 244 － 4722（平日12時～17時）
FAX　029 － 350 － 1055
ホームページ　http://www.iid.or.jp

受信状況

1985年６月１日～2017年９月末現在

総受信件数
899,464 件

うち当期受信件数
（2017年６月１日～2017年９月末現在）
7,725 件
男 3,619 件　女 4,106 件

〈編集後記〉水戸開局25周年の諸行事が終わり、雨ばかりだった夏も過ぎて、気が付けば一気に秋が深まったと感じる今日この頃です。朝夕の風の冷たさだけでなく、早朝起床時の外の暗さや退勤時の車のヘッドライトのまぶしさにも、年の瀬が近いことを思わされます。皆様いかがお過ごしでしょうか。今号から３回にわたり特集として「虐待」を取り上げます。第１回目は元千葉市健康支援課長 窪田和子先生に執筆をお願いしました。幼少時に受けた虐待は自己肯定感や自己有能感の発達に悪影響を及ぼし、うつ病を始めとするこころの病気や障害の要因とも言われています。この特集が、電話の向こうで苦しんでいるコーラーの傍らに私たちが立つための一助になることを願いペンを置きます。（KM）

社会福祉法人
茨城いのちの電話

発行人　幡谷　浩史　　編集　茨城いのちの電話広報委員会
事務局　〒305-8691 茨城県筑波学園郵便局私書箱60号　TEL **029-852-8505**
ホームページ　http://www.iid.or.jp　FAX **029-852-8355**

再生紙を使用しています

この広報紙は、共同募金からの配分金で作りました。